

消防本部における消防庁映像共有システムの活用推進について

防災情報室

1 はじめに

大規模災害発生時には、現場の状況をいかに把握するかが課題となりますが、発災時の緊急対応の際は特に、119番通報の数や被害者数等の文字による情報はもちろんのこと、映像情報で視覚的に被災地の状況を把握することも重要となります。

これまで消防庁では、地域衛星通信ネットワークにより都道府県から伝送されたヘリコプター映像、高所カメラ映像や、映像伝送装置を使った緊急消防援助隊の撮影による災害現場映像を活用し、内閣府をはじめとした関係府省庁とも共有してきました。このたび「消防庁映像共有システムの運用開始及び活用促進について（令和6年9月13日付け消防庁防災情報室長通知）」のとおり、更なる映像情報共有を図ることのできる投稿型の機能を有した消防庁映像共有システムの運用を開始しましたので、消防本部においてもその活用を進めて頂きたく、ご紹介いたします。

2 運用の開始

消防庁では、令和5年度に消防庁・地方公共団体との間で災害現場の映像情報を共有する手段として、投稿型の機能を有した消防庁映像共有システムを構築しました。災害現場に最も早く駆けつける消防職員、団員の撮影した映像情報を、消防機関内、地方自治体、消防庁と速やかに共有することにより、被害の状況の早期把握、広域的な支援体制の早期確立に効果的なものとなります。さらに、関係府省庁への情報共有を行うことで、政府全体の迅速かつ的確な意思決定に寄与することも期待されます。

令和6年能登半島地震においては、消防庁内での先行運用として、災害対策本部内や緊急消防援助隊で現地の災害状況に係る映像情報を共有したほか、報道機関への映像提供にも利用しました。



消防庁(現地広報員等)
緊急消防援助隊が撮影

投稿



システム画面（一覧・地図）

消防庁映像共有システムへの情報共有

閲覧



活動・被災状況の把握
(消防庁・緊急消防援助隊で共有)

図1：令和6年能登半島地震での活用

令和6年2月からは一部の消防本部において試行運用を開始し、同年7月には全消防本部が利用できる体制を整え、全国での試行運用を開始しました。また、8月の令和6年台風第10号をはじめとした豪雨災害においても、多くの消防本部が本システムを活用し、共有された映像情報は消防庁業務においても役立てさせていただいたところです。



図2：8月豪雨災害での活用（名古屋消防局撮影）

3 本システムの利用体制

本システムの利用体制は、消防職員・消防団員、消防本部、地方公共団体（都道府県・市町村）、消防庁で構成され、各機関における標準的な役割は次のとおりとしています。

- (1) 消防職員・消防団員
 - ・災害発生時に現場へ向かい、災害現場状況の撮影を行う。
 - ・スマートフォンなどで災害現場の動画・静止画を撮影し、本システムを利用して共有する。
- (2) 消防本部
 - ・消防職員・消防団員より投稿された投稿データを管理し、各種のフラグ設定などデータ編集を行う。
 - ・都道府県内または全国へ共有すべき投稿データを選定し連携する。
- (3) 地方公共団体（都道府県・市町村）
 - ・消防本部より共有された災害状況の投稿データを閲覧することができる。
- (4) 消防庁
 - ・共有された災害状況の情報を基に、消防庁内での投稿データ共有、内閣府及び官邸との連携を行う。
 - ・システム管理者として利用者管理手続き（利用者登録・削除、ID・PW管理等）を行う。

4 本システムを利用した消防庁への映像共有について

消防庁との映像情報共有については、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官）第1第3項報告手続き」として、次に該当する火災・災害等において画像情報を消防庁へ報告することになっていますが、本システムを利用してればこの報告を行ったこととなるため、手続き事務の簡素化につながることができます。

- (1) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- (2) 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- (3) 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）
- (4) 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 おわりに

本システムは、消防本部をはじめとした地方公共団体で活用いただくものとなるため、現場の中での意見を伺い、機能、運用方法など使い勝手の向上を進めたいと考えており、有効性や課題等についての利用状況調査を年内に実施する予定としています。令和6年度中には、内閣府の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）とも接続し、災害映像の関係府省庁との共有促進を図ることとしており、一層の利便性向上を図ることとしておりますので、各団体での一層の活用をお願いします。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室
TEL：03-5253-7526